

船舶所有者の皆さんへ

# 被扶養者資格の再確認とご提出のお願い



船員保険イメージキャラクター かもめっせ

平素は船員保険事業の運営についてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国健康保険協会船員保険部（以下「船員保険部」といいます。）では、法令に基づき、船員保険の被扶養者の方が引き続き被扶養者としての条件を満たしているかを確認しています。

つきましては、同封の「船員保険被扶養者状況リスト」（以下「被扶養者状況リスト」といいます。）により、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、船員保険部にご提出ください。被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大切な手続きですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## <再確認の対象となる方>

資格確認の対象となるのは  
令和7年10月31日時点の被扶養者の方です。

1

船員保険の  
資格が重複している  
可能性が高い方

2

令和6年中の課税収入額が  
130万円（60歳以上は180万）を  
超過している可能性が高い方

3

同居が扶養認定の要件と  
なっている続柄の方のうち、  
被保険者と別居している  
可能性が高い方

●退職された方の被扶養者が記載されている場合、被扶養者状況リストの「日本年金機構へ提出済」にチェックのうえ、提出日を記載してください。  
資格喪失の手続きがお済みでない場合は、必ず日本年金機構へ届け出てください。

## 本リーフレットとともにお送りしている主なもの

### ●被扶養者状況リスト

変更情報に  
関わらず  
必ず提出

### ●被扶養者調書兼異動届 (削除用)

被扶養者資格を  
解除する  
場合提出

### ●返信用封筒



## 提出期限

令和8年 1月30日（金）

被扶養者状況リスト等に関するお問い合わせはこちらまで

全国健康保険協会船員保険部 03-6862-3060

受付時間：平日 8時30分～17時15分

# 被扶養者状況リストによる確認の流れ

## 1 被扶養者状況リストに記載のある被扶養者一人ひとりに対して認定要件を満たしているか確認する

確認項目は4点あります。詳しくは3~5ページをご覧ください。



船舶所有者記号		チェック区									
被保険者番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	続柄	資格重複	変更なし	削除となる	日本年金機構への提出日	管理番号		
0000351	○崎 ○雄	○崎 ○男	昭和27年7月14日	父		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00041		
0000351		○崎 ○美	昭和54年7月21日	妻		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00042		
0000351		○崎 ○愛	平成3年9月15日	子(女)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年 月 日	00043		
0000354	△原 △夫	△原 △保	昭和51年7月11日	妻		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00044		
0000354		△原 △人	平成12年5月14日	子(男)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00045		
0000354		△原 △希	平成14年9月21日	子(女)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00046		
0000354		△原 △奈	平成16年8月11日	子(女)	○	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	R7年12月25日	00047		
0000361	◇本 ◇弘	◇本 ◇子	昭和38年8月30日	妻		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00048		
0000363	×坂 ×郎	×坂 ×香	昭和44年4月11日	妻		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	00049		

## 2 確認の結果

●認定要件を満たしている方は、「変更なし」欄にチェック☑します。

また、被扶養者が「海外に在住している」場合は、追加でチェックしてください。

※海外居住の被扶養者の方がいる船舶所有者さまには、後日別途文書にてご確認させていただく予定です。

●認定要件を満たさなかった場合は、扶養の解除が必要です。  
以下のいずれかの対応をしてください。

詳細はP. 6へ

(I) 同封の「被扶養者調書兼異動届（削除用）」をご記入のうえ、  
「被扶養者調書兼異動届（削除用）を添付」にチェック☑します。

※「被扶養者調書兼異動届」は一枚のみ同封しておりますので、不足する場合はコピーしてご利用ください。

(II) 日本年金機構へ船員保険被扶養者（異動）届を電子申請または提出し、「日本年金機構に提出済」にチェック☑の上、日本年金機構への提出日を記入します。

## 3 船舶所有者情報を記入します。

被扶養者状況リストが複数枚ある場合、2枚目以降の船舶所有者情報は記入不要です。

船舶所有者所在地	東京都〇〇区〇〇-〇
船舶所有者名称	〇〇船舶株式会社
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 4 ご記入内容に誤りがないかを確認のうえ、コピーなどで控えをとります。

## 5 記入済みの被扶養者状況リストと被扶養者調書兼異動届（削除用）（※）を返信用封筒に入れて郵送します。

※2にて(II)の対応を行った場合は不要です。

# 被扶養者の認定要件について（1）

以下の4点を口頭・文書等で確認してください。

## ①資格重複

対象者が被扶養者状況リストの「**資格重複**」欄に「**○**」の表示がある場合、別の健康保険等に加入していないかを確認してください。

就職等により健康保険にご自身で加入される等して、**別の資格確認書等**をお持ちですか？

**いいえ**

次の確認②へ

**はい**

認定要件を満たさないため管轄の年金事務所へ船員保険被扶養者（異動）届を提出（電子申請）し、扶養の解除を行う

被扶養者番号	被扶養者氏名	被扶養者氏名	被扶養者生年月日	被扶養者性別	資格重複	変更なし	削除となる	日本年金機構への提出日	年月日
0000031	○時○歳	○時○歳	昭和27年1月14日	女	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日本年金機構へ提出	00041

「**日本年金機構に提出済**」または、  
「**被扶養者調書兼異動届（削除用）を添付**」

※船員保険部が保有している情報により資格が重複していると確認された方について被扶養者状況リストの「**資格重複**」欄に「**○**」を表示しております。扶養解除となる可能性が高い方となりますので、必ずご確認ください。

## ②収入超過

対象者の年収が収入要件を満たしていることを確認してください。

年間の収入額が**130万円未満**（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害がある方の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満である場合（被保険者の配偶者を除く）は年収が150万円未満）かつ、被保険者の年収の**1/2未満**（※1）ですか？

**はい**

次の確認③へ

詳細はP. 5へ

**いいえ**

認定要件を満たさないため管轄の年金事務所へ船員保険被扶養者（異動）届を提出（電子申請）し、扶養の解除を行う

ただし



「**日本年金機構に提出済**」または、  
「**被扶養者調書兼異動届（削除用）を添付**」

収入超過の原因が人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に130万円（180万円、150万円）を超過したことによるものである場合

「**一時的な収入変動**」に係る**事業主の証明**（※2）を添付することで、年間の収入額が超過した場合でも、被扶養者認定が可能となる場合がございます。

**「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添付した場合** 次の確認③へ

※1被扶養者の年収が、被保険者の年収の1/2以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断して被扶養者として認められる場合があります。

※2「一時的な収入変動」に係る事業主の証明は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。

# 被扶養者の認定要件について（2）

## ③要同居

同居していることが要件の続柄の方が別居していないことを、確認してください。

被保険者と同居していますか？

はい

確認は終了です

状況リスト

「変更なし」欄

いいえ

状況を確認のうえ、ご対応ください。

続柄が同居要件なしの方

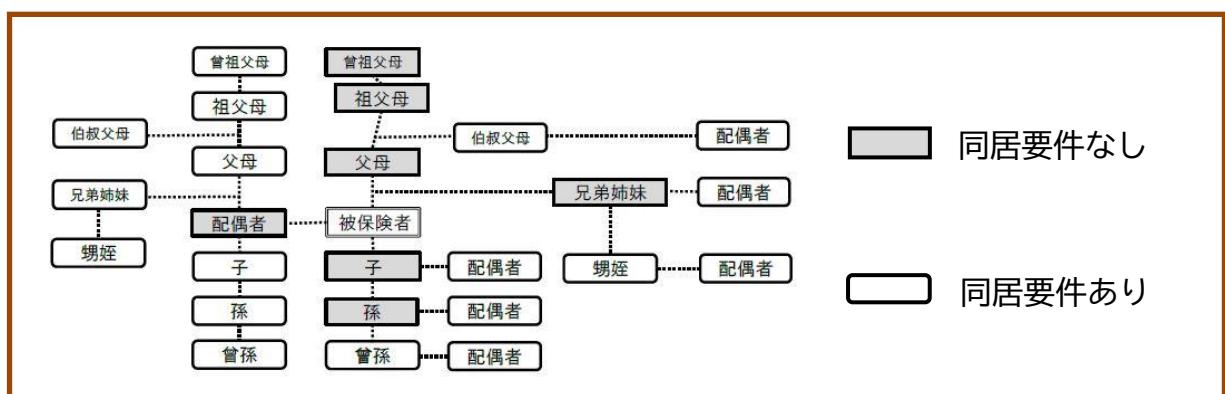
次の確認④へ

続柄が同居要件ありの方

認定要件を満たさないため管轄の年金事務所へ船員保険被扶養者（異動）届を提出（電子申請）し、扶養の解除を行う

「日本年金機構に提出済」または、

「被扶養者調書兼異動届（削除用）を添付」



## ④仕送り

被扶養者の年収より仕送り額が多いことを確認してください。

被扶養者ご自身の収入を上回る額の仕送りを被保険者から受けていますか？

【仕送りの事実と仕送りの金額が確認できる書類】

○送金者名・受取人名・仕送り額が確認できる預金通帳の写しや振込明細書/現金書留の控えの写し等

船員保険部への提出は不要

はい

確認は終了です

状況リスト

「変更なし」欄

いいえ

認定要件を満たさないため管轄の年金事務所へ

船員保険被扶養者（異動）届を提出（電子申請）し、扶養の解除を行う

「日本年金機構に提出済」または、

「被扶養者調書兼異動届（削除用）を添付」

# 収入要件について

## 被扶養者の年収とは？

被扶養者の年収は、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険・船員保険の傷病・出産手当金のことを言います。

給与所得者	総収入額を年収とします。
自営業者	年間総収入から直接的経費*を差し引いた額を年収とします。

\*直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費）は差し引くことができません。

### 【主な確認書類】

- 給与確認書類：直近3か月分の給与明細のコピー、離職票のコピー
- 年金確認書類：直近の年金額改定（振込）通知のコピー

船員保険部への提出は不要

現時点及び今後の年収が130万円（180万円・150万円）を超過してしまっている場合でも、収入超過の原因が人手不足による労働延長等に伴う一時的なものである場合は「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添付することで扶養認定が可能となる場合があります。

## 令和7年10月1日からの収入要件の追加について

### 今までの収入要件

年間収入額が**130万円未満**（\*）で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。

\*60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害がある方の場合は**180万円未満**

（以下の要件が追加となります）

**年齢が19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者は除く）**



**注意**

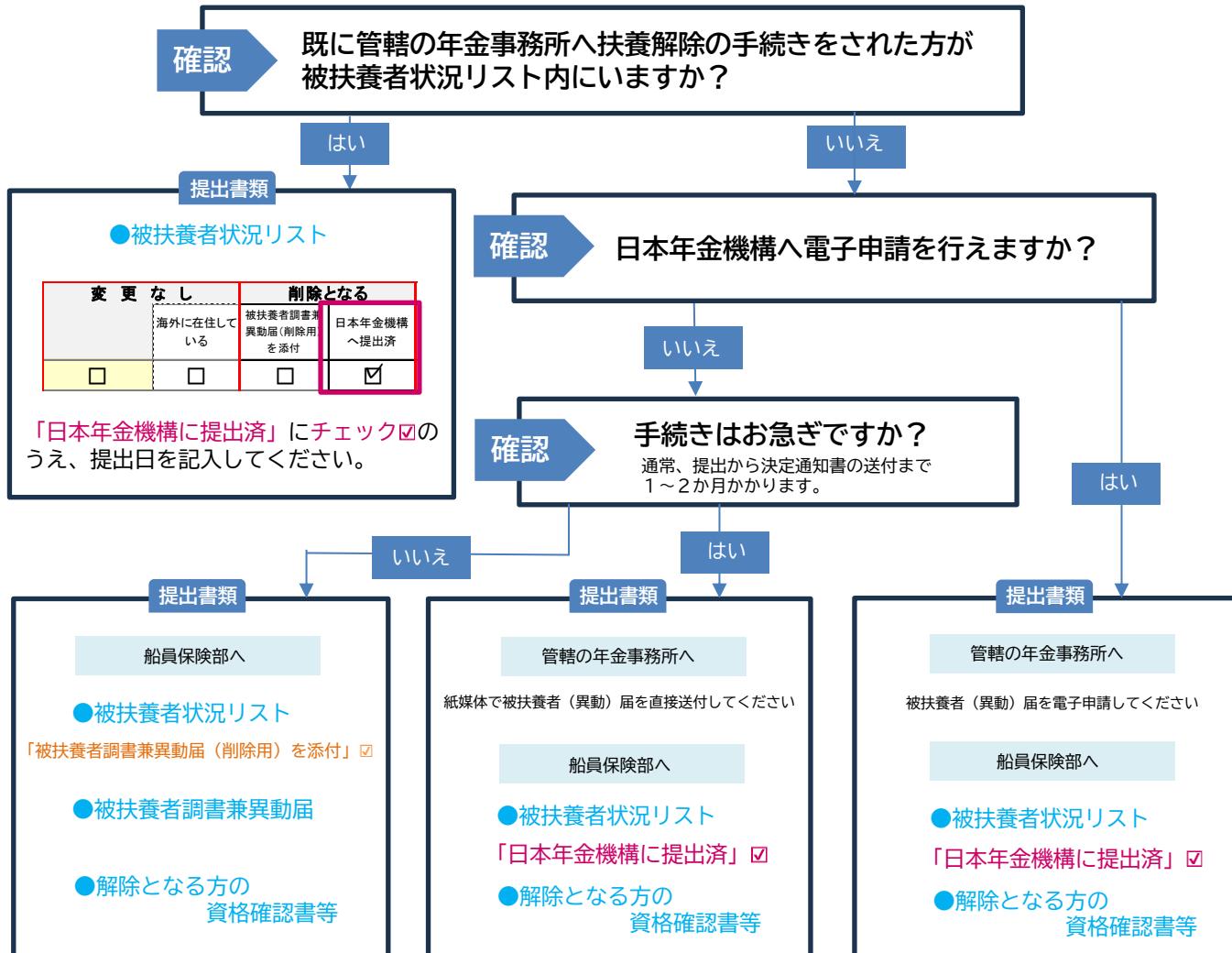
年間収入150万円未満

今回の資格再確認では令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方が  
収入要件150万円未満の対象として判断いただくようお願いします。

被保険者番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	被扶養者 生年月日	続柄
0000351	○崎 ○雄	○崎 ○男	S27.7.14	夫
0000351		○崎 ○美	S54.7.21	妻
0000351		○崎 ○愛	H3.9.15	子(女)

被扶養者状況リストにて生年月日および続柄  
が妻・夫以外であることをご確認ください。

# 扶養解除の提出書類



## 保険証は、マイナ保険証へ。

令和7年12月2日から、従来の保険証は使用できなくなります。

船舶所有者さまにおかれましては、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討いただくよう、船員の皆さまへお声がけください！



マイナ保険証の利用登録はこちらから↓



医療情報の共有化でよりよい医療が受けられます！

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

(マイナポータル)



# Q & A

Q 1. 被扶養者でなくなった日の基準を教えてください。

A 1. 被扶養者でなくなった日は次のとおりとなります、不明な場合は申出日をご記入ください。

- (ア) ご就職、昇給等による収入超過の場合  
→ その事実が発生した日(収入に変動があった事実が発生した日)  
[例] 就職された日／給料や勤務形態が変わり、収入が増えるきっかけとなった日
- (イ) ご結婚等により被保険者の方の扶養から外れた場合  
→ その事実が発生した日
- (ウ) 後期高齢者医療制度に加入された場合  
→ その事実が発生した日
- (エ) 亡くなられた場合  
→ 亡くなられた日の翌日

Q 2. 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正できますか。

A 2. 船員保険部では、氏名や続柄等を訂正することはできません。お手数ですが、氏名等の訂正については、管轄の年金事務所へお手続きをお願いいたします。

Q 3. 既に退職している者や扶養解除済みの者が「被扶養者状況リスト」に記載されていますが、どうすれば良いでしょうか。

A 3. 「被保険者資格喪失届」または「被扶養者（異動）届」を既にご提出いただいている場合は、リストの「日本年金機構へ提出済」欄に☑（チェック）をしてください。なお、届出を提出後、数ヶ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、誠に恐れ入りますが、船員保険部へお問い合わせください。

※ 令和7年10月31日現在において、船員保険部で確認している方をリストに記載しています。

Q 4. 同封されている「被扶養者調書兼異動届（削除用）」が不足する場合はどうすれば良いでしょうか。

A 4. 大変お手数ですが、全国健康保険協会船員保険部ホームページよりダウンロードをしていただき、用紙をコピー機等で印刷し、ご利用いただきますようお願いします。

Q 5. 自営業の場合の年収確認はどのように行えばいいでしょうか。

A 5. 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。

直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費）であり、それ以外の費用（例：公租公課、宣伝費、減価償却費）は差し引くことはできません。

# Q & A



Q 6. 扶養解除となるため、被扶養者調書兼異動届（削除用）を提出しましたが、通知書等はいつ頃送られてきますか。

A 6. ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届（削除用）は、船員保険部での内容確認を行った後、年金事務所での審査・入力処理がありますので、通知書等の発送までに1～2か月程度お時間をいただくことになります。

お急ぎの場合は、電子申請いただくか通常の被扶養者異動届を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。

なお、その場合は「被扶養者状況リスト」については「日本年金機構へ提出済」にチェック☑をしてください。

Q 7. 被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。

A 7. 被扶養者調書兼異動届（削除用）を提出した場合を除いて、結果通知は送付されませんので、ご了承ください。

Q 8. 海外在住者は被扶養者になることはできないのですか？

A 8. 令和2年4月より、海外在住者は海外特例要件に該当する場合を除き、被扶養者と認められません。海外特例要件に該当しない場合は、扶養解除のお手続きを行ってください。  
(令和2年4月1日時点で海外特例に該当していない場合は、令和2年4月1日を扶養解除日としてください。)

Q 9. 一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円を超えてまいそうです。この場合、扶養解除となりますか。

A 9. 一時的な収入の増加により、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円（180万円、150万円）を超えてまいそうな場合であっても、被扶者を雇う事業主の証明により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増であると認められる場合は、被扶養者として認定されます。該当者がいる場合は、「被扶養者状況リスト」の「変更なし」にチェック☑のうえ、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明を添付いただきますようお願いいたします。

※「一時的な収入変動」に係る事業主の証明等の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。



Q 10. 国民年金第3号被保険者が被扶養者から解除となる場合、別に国民年金の届出が必要となるのですか？

A 10. 国民年金第3号被保険者である方が、船員保険の被扶養者から解除されるときは、被扶養者調書兼異動届の他に、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金第1号被保険者となる場合は、住民票のある市区町村役場にて手続きを行う必要があります。詳しくは、市区町村役場の国民年金担当または年金事務所にお問い合わせください。